

議第202号

平成28年度京都市一般会計補正予算

平成28年度京都市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,974,000千円を補正し、歳入歳出それぞれ737,223,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の補正は、「第4表市債補正」による。

平成28年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

提案理由

国府支出金、市債等を財源として、社会福祉事業及び地域経済活性化対策に要する経費等を補正する必要があるので提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
9 国庫支出金		139,903,662	7,340,000	147,243,662
	1 国庫負担金	110,109,468	392,000	110,501,468
	2 国庫補助金	29,019,894	6,948,000	35,967,894
10 府支出金		36,440,779	221,000	36,661,779
	2 府補助金	8,219,972	221,000	8,440,972
13 繰入金		9,149,490	357,000	9,506,490
	2 基金繰入金	8,794,146	357,000	9,151,146
16 市債		91,877,000	1,056,000	92,933,000
	1 市債	91,877,000	1,056,000	92,933,000
歳入合計		728,249,000	8,974,000	737,223,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
2 総務費		44,636,000	184,000	44,820,000
	2 税務費	2,818,775	184,000	3,002,775
4 保健福祉費		321,474,000	6,947,000	328,421,000
	1 保健福祉総務費	64,022,543	6,776,066	70,798,609
	2 児童福祉費	79,204,479	52,100	79,256,579
	8 生活衛生費	594,517	1,300	595,817
	9 保健福祉施設整備費	365,129	117,534	482,663
6 産業観光費		61,245,000	45,000	61,290,000
	1 産業観光総務費	3,260,061	42,000	3,302,061
	6 農業費	596,445	3,000	599,445
7 計画費		17,903,000	1,135,000	19,038,000
	2 都市計画費	613,579	100,000	713,579
	6 住宅管理費	3,834,565	854,000	4,688,565
	7 住環境整備費	4,834,094	181,000	5,015,094
8 土木費		34,487,000	663,000	35,150,000
	6 都市河川整備費	1,160,454	663,000	1,823,454
歳出合計		728,249,000	8,974,000	737,223,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
7 計 画 費	6 住宅管理費	—	0	市営住宅管理事業	854,000
	7 住環境整備費	住環境整備事業	535,000	住環境整備事業	716,000
8 土 木 費	6 都市河川整備費	都市河川整備事業	450,000	都市河川整備事業	812,000

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
民間社会福祉施設整備助成事業費	—	0	平成29年度	1,196,300
平成28年度市営住宅実施設計及び建設費	—	0	平成29年度及び平成30年度	278,215

第4表 市債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 <small>千円</small>	補 正 額 <small>千円</small>	補 正 後 の 額 <small>千円</small>			
児童福祉施設整備費	489,000	134,000	623,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	% 8.0以内ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によつては、繰上償還をすることができる。
障害者福祉施設整備費	133,000	49,000	182,000			
高齢者福祉施設整備費	153,000	6,000	159,000			
農業農村整備費	37,000	3,000	40,000			
公営住宅整備費	2,088,000	643,000	2,731,000			
一般公共事業費	7,388,000	221,000	7,609,000			
計	91,877,000	1,056,000	92,933,000			